

## 枚方市条例第 15 号

### 枚方市国民健康保険条例の一部を改正する条例

枚方市国民健康保険条例（昭和54年枚方市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

第13条第1項第1号中「100分の49.5」を「100分の48.2」に改め、同項第2号中「100分の30.3」を「100分の31.1」に改め、同項第3号イ中「100分の20.2」を「100分の20.7」に改める。

第17条中「630,000円」を「650,000円」に改める。

第17条の5第1項第1号中「100分の49.5」を「100分の48.4」に改め、同項第2号中「100分の30.3」を「100分の31」に改め、同項第3号イ中「100分の20.2」を「100分の20.6」に改める。

第17条の10中「190,000円」を「200,000円」に改める。

第17条の14第1項第1号中「100分の45」を「100分の44.9」に改め、同項第2号中「100分の55」を「100分の55.1」に改める。

第24条第1項第2号中「285,000円」を「290,000円」に、「同号に該当する」を「前号に該当する」に改め、同項第3号中「520,000円」を「535,000円」に改める。

第24条の3第2項中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

附則第13条各号列記以外の部分中「第24条」の次に「（第24条の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。第1号において同じ。）」を加え、附則に次の1条を加える。

（令和5年度における保険料に係る基礎賦課額の算定の特例）

第14条 令和5年度分の保険料の賦課に限り、次の各号に該当する納付義務者に課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第24条（第24条の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。第1号において同じ。）及び第24条の4第4項の規定による減額後の額から、当該各号に定める額に納付義務者の世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額を減額して得た額とする。

(1) 第24条第1項第1号に該当する納付義務者 2,000円

(2) 第24条第1項第2号及び第3号に該当する納付義務者 2,300円

#### 附 則 [令和5年3月20日公布]

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第24条第1項第2号の改正規定（「同号に該当する」を「前号に該当する」に改める部分に限る。）、第24条の3第2項の改正規定及び附則第13条の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の枚方市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）附則第13条の規定は、令和4年度分の保険料について適用する。
- 3 新条例第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。
- 4 新条例の規定は、令和5年度分以後の保険料について適用し、令和4年度分までの保険料につ

いては、なお従前の例による。